



令和6年
9月スタート



第2子以降の保育料 が無料になります

保護者の所得
制限なし

第1子の年齢
制限なし

無償化手続き
原則不要

三原市では、市が認可する保育施設に通う、**第2子以降の保育料を無償化**します。生計を同一にする子の最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子以降全員の保育料が無料になります。

保護者の所得制限や第1子のきょうだいの年齢制限もありません。また、第1子が同一世帯にいる場合は、**原則手続き不要です。**

※就学や施設入所等の理由により、生計を同一とする第1子が別世帯にいるなど、住民票上できょうだい関係が確認できない場合は申請が必要です。詳しくは市ホームページで確認してください。

〈保育料無償化のイメージ〉

		令和6年8月まで	令和6年9月から
小学生以上	(第1子)	小学生以上は カウントしない	(第1子) 第1子の扱い 無償化対象
保育施設等 0~2歳	(第2子)	第1子の扱い → 全額	(第2子) 第2子の扱い → 無料
	(第3子)	第2子の扱い → 半額	(第3子) 第3子の扱い → 無料

※3~5歳児クラスの保育料は引き続き無料ですが、給食費は無償化対象ではありません。

三原市こども保育課

☎ 0848-67-6042



／ ホームページは
こちらから
＼





利用前に手続き
が必要です！



預かり保育・認可外施設等 の利用料が返ってきます

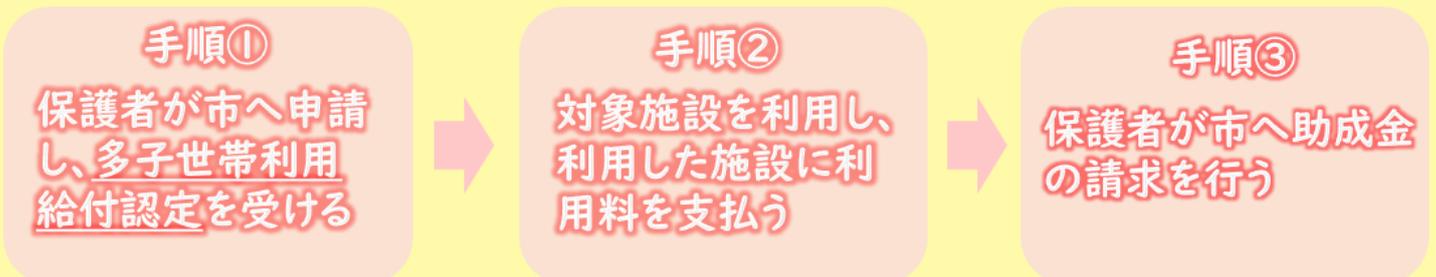
認可外保育施設や一時預かり、幼稚園の預かり保育などを利用する、第2子以降の利用料を助成します。
助成金を請求するためには、利用日より前に「多子世帯利用給付認定申請」が必要です。

【認定対象となる人】

きょうだいの年齢に関係なく、生計を同一としている保護者に養育されている2番目以降の0～2歳児クラスに該当する子どもで以下のすべての要件に該当する人。

- 三原市在住の住民税課税世帯
- 保護者全員が、就労、求職、妊娠・出産などの保育の必要性の事由に該当する
- 認可保育所・認定こども園・地域型保育事業等で保育を受けていない子ども
- 無償化の対象となる認可外保育施設等また幼稚園の預かり保育を利用中または利用予定の子ども

【助成金の申請手順】



※助成金は多子世帯利用給付認定申請書を市に提出した日以降に利用した料金が対象です。
申請日を遡って申請することはできません。必ず施設の利用日より前に申請してください。

【対象となる施設・サービス】

- 市ホームページに掲載している、市が指定する認可外保育施設※1
- 一時預かり
- 病児保育
- ファミリー・サポート・センター事業（送迎のみの活動は対象外）
- 幼稚園の預かり保育事業

※1 市外の施設を利用する場合は、対象施設の所在市町が指定した施設のみが対象となります。



【助成金の月額上限額】

- 認可外保育施設：42,000円(★)
- 一時預かり事業：42,000円(★)
- 病児保育：42,000円(★)
- ファミリー・サポート・センター：42,000円(★)
- 幼稚園の預かり保育事業：16,300円

※★のサービスを同じ月に併用した場合は、その合計の上限額が42,000円となります。



三原市こども保育課

☎0848-67-6042

ホームページは
こちらから

